資　格

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する「平良港（防波堤外地区）岸壁（－10.0m）ジャケット工事」は単体有資格業者等及び特定建設工事共同企業体による一般競争（政府調達）により行うこととしたので当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。

平成29年11月29日

沖縄総合事務局開発建設部長　坂　　克人

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事名　平良港（防波堤外地区）岸壁（－10.0m）ジャケット工事

2　工事場所　受注者任意の製作工場

3　工事内容　本体工（鋼杭式）、付属工

4　工事区分　港湾等鋼構造物工事

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成29年11月30日から平成29年12月20日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで

⑵　受付場所

〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　電話098―866―0031（内線2541）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数　２社又は３社とする。

⑵　構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「港湾等鋼構造物工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。

⑶　構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。

⑷　出資比率

①　構成員の数が２社の場合　全ての構成員が、30％以上の出資比率でなければならない。

②　構成員の数が３社の場合　全ての構成員が、20％以上の出資比率でなければならない。

⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

１）発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると決定した時から工事の請負代金の完成払をした時まで。

２）発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると決定した時から契約の相手方が確定した時まで。

7　資格審査申請書類

⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

⑵　共同企業体等調書

⑶　経審結果通知書の写し

※平成29・30年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。

⑷　共同企業体協定書の写し

8　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。

9　その他

⑴　共同企業体の名称は、「○○○・△△△・××××（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　坂　　克人　が公告する入札参加資格の確認を受けること。

⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。　5⑵に同じ

競争参加者の資格に関する公示

シュワブ（H29）埋立工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

本入札公告に記載の工事は、競争参加資格確認資料を共通化できる３件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事です。

なお、工事ごとに構成員の異なる組合わせによる特定建設工事共同企業体を結成することは認められません。

平成29年11月29日

沖縄防衛局長　中嶋浩一郎

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

1　工事名

①　シュワブ（H29）埋立工事（１工区）

②　シュワブ（H29）埋立工事（２工区）

③　シュワブ（H29）埋立工事（３工区）

2　工事場所

①②③　名護市キャンプシュワブ沿岸域

3　工事概要

①②③本工事は、普天間飛行場代替施設建設事業における埋立に係る以下の土木工事を行うものである。

①

１．埋立工　約65㎥

２．仮設工　一式

②

１．埋立工　約50万㎥

２．仮設工　一式

③

１．埋立工　約50万㎥

２．仮設工　一式

4　工期

①②③　平成32年３月31日まで

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成29年11月29日から平成30年２月７日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。最終日は正午まで。

⑵　交付場所　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９　沖縄防衛局総務部契約課　電話098―921―8131（内線155）

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴　提出期間　平成29年11月29日から同年12月19日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。平成29年12月19日は正午まで。

⑵　提出場所　上記5⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成29・30年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記7⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年11月29日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第８と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成29年12月20日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

ア　防衛省における平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「土木一式工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は1,200点以上、代表者以外の構成員は900点以上であること。